

# 掲 示

## 2022年度第1学期日本学生支援機構 大学院貸与奨学生募集（大学院修士全科生）

1. 対 象 大学院修士全科生（対象は1、2年次 ※休学期間は除く）
2. 資 格 日本学生支援機構の定める次の基準を満たす人
  - (1) 学力基準：  
【第一種奨学金】又は【併用貸与】  
大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。  
【第二種奨学金のみ】  
①または②のいずれかに該当すること。  
①大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができるものと認められること。  
②大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
  - (2) 家計基準：  
希望者本人（定職を持つ配偶者がいる場合は、その収入を含む）の2021年分収入金額が、299万円（第一種）、536万円（第二種）、284万円（併用貸与）以下である者  
※詳細は奨学金案内（大学院）9ページを参照。
3. 奨学生の種類及び貸与額 第一種……貸与月額：5万円、8万8千円から選択（無利子貸与）  
第二種……貸与月額：5万円、8万円、10万円、13万円、15万円から選択（有利子貸与）  
  
※次の要件を満たす者は、入学時特別増額貸与奨学金（有利子貸与：10万円から50万円までの間で10万円単位で選択）を申請することができます。  
(1) 奨学金申込時の家計基準における収入金額が120万円以下の者  
(2) 公庫の「国の教育ローン」に申込みをしたが低所得等を理由に利用できなかった者
4. 提出書類 (1) 2022年度日本学生支援機構貸与奨学金申込書（大学院修士）  
(2) 奨学金申込時の確認事項（チェックを入れたもの）  
(3) 確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書（奨学金案内の巻末）  
(4) 収入に関する証明書（コピー可）  
2021年分の所得について、本人（定職に就いている配偶者がいる場合はその分も含む）の所得が分かる書類  
例）・源泉徴収票（給与所得者）  
・税務署の受付印のある確定申告書の控（給与所得以外の者）等  
※詳しくは奨学金案内（大学院）27、28ページをご覧ください。  
(5) 収入計算書【用紙②】 ※証明書類は貼り付けなくてよい  
(6) 第一種奨学金再貸与に係る申請書（該当者のみ）  
※必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。その際は別途、連絡します。  
(7) 日本政策金融公庫の「国教育ローン」を利用できなかったことについて（該当者のみ）  
(8) 入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願（該当者のみ）

5. 書類受取 申請・提出書類は学習センターにて受け取って下さい。  
(郵送を希望の場合は各自所属学習センターにお問い合わせください。)

一部書類はシステム WAKABA 学内連絡にも添付してあります。

6. 提出先及び締切 所属学習センターの事務室へ、2022年5月15日(日)までの開所時間内に提出すること。  
(学習センターによっては締切が異なる場合がありますので、必ず所属センターにお問い合わせください。期限後の提出は一切認めません。)  
(放送大学では、インターネットによる申請は受付けていません。)  
その後、学習センターより奨学金申込書の訂正箇所との連絡があるので電話等で指示を受けた後に5月31日(火)までにスカラネットに各自入力すること。  
(期限までに入力が確認できなかった場合は奨学金の推薦を行うことができません。)

7. その他
- ・上記以外、日本学生支援機構「奨学金案内(大学院)」を参照してください。
  - ・過去に大学院修士課程相当の区分で第一種奨学金の貸与を受けた人が、同一区分で新たに第一種奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申し込みができない場合があります。(貸与期間は24ヶ月を上限としているので、残期間月数のみの貸与が受けられることとなります。) ただし、同一学種での第一種奨学金の貸与について、過去における第一種奨学金の貸与期間にかかわらず、現在在学する課程の修業年限に達するまで第一種奨学金の貸与を受けることが可能です(1回のみ)。  
対象者：以下の全てに該当する者
    - (1) 2021年度以降に入学した者
    - (2) 過去において、大学院修士課程相当の区分で第一種奨学金の貸与を受けた者
    - (3) 現在在学する学校の修業年限の終期まで第一種奨学金を受けた場合の貸与期間と、(2)の貸与期間の通算が、現在在学する修業年限を超過する者
    - (4) 申込時に過去の機構の奨学金全てについて、延滞中又は返還誓約書が未提出でない者
  - ・第二種奨学金についても第一種と同じく再貸与申請は現在在学する課程の修業年限に達するまで1回のみ可能です。この場合、第二種奨学金については、「再貸与に係る申請書」の提出は必要ありません。
  - ・過去に同一学校区分・同一の種別で再度申し込みした場合は、機構の規程により、これ以上奨学金を申し込むことができない場合や借りられる期間が制限される場合があることをご承知おきください。
  - ・提出された申請書類の記載事項について、後日、担当係より電話で確認することがありますので、申請書類に記載する電話番号は、日中連絡が取れるものにしてください。
  - ・次年度以降の奨学金の継続を希望する場合、奨学生として採用後、スカラネット・パーソナルに必ず登録してください。(登録にはメールアドレス等が必要です。登録方法は採用時に通知いたします。)

**申請を希望する場合は、5月12日(木)までに事務室に申し出て下さい。**